

四半期報告書

(第41期第1四半期)

自 平成24年2月21日
至 平成24年5月20日

株式会社ニトリホールディングス

札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライププランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(6) 大株主の状況	7
(7) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期連結財務諸表	9
(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
四半期連結包括利益計算書	12
2 その他	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報	17

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月4日
【四半期会計期間】	第41期第1四半期（自平成24年2月21日 至平成24年5月20日）
【会社名】	株式会社ニトリホールディングス
【英訳名】	Nitori Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 似鳥 昭雄
【本店の所在の場所】	札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は 下記「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都北区神谷三丁目6番20号
【電話番号】	（03）6741-1204
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部ゼネラルマネジャー 甲 正彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第1四半期連結 累計期間	第41期 第1四半期連結 累計期間	第40期
会計期間	自平成23年2月21日 至平成23年5月20日	自平成24年2月21日 至平成24年5月20日	自平成23年2月21日 至平成24年2月20日
売上高（百万円）	85,003	94,326	331,016
経常利益（百万円）	13,532	18,743	59,151
四半期（当期）純利益（百万円）	7,838	9,859	33,548
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	8,558	10,345	33,223
純資産額（百万円）	152,440	184,159	174,949
総資産額（百万円）	254,286	283,189	267,153
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	142.97	179.60	611.91
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	142.86	179.43	611.20
自己資本比率（%）	59.8	64.9	65.3

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第40期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。
4. 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）を適用しております。
- 当該会計方針の変更は遡及適用され、第40期第1四半期連結累計期間及び第40期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、遡及処理後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、復興需要等を背景に、緩やかに回復しつつあるものの、欧州の政府債務危機や円高、電力供給の制約など、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当第1四半期連結累計期間の売上高は943億26百万円（前年同期比11.0%増）、営業利益は187億25百万円（前年同期比42.4%増）、経常利益は187億43百万円（前年同期比38.5%増）、四半期純利益は98億59百万円（前年同期比25.8%増）となりました。

当第1四半期連結累計期間の営業概況は以下のとおりであります。

① 家具・インテリア用品の販売

家具・インテリア業界におきましても、個人消費は緩やかな回復傾向にあるものの、低価格志向が浸透したまま販売競争が激化する等、経営環境はなお予断を許さない状況となっております。

このような情勢のもと、当社グループといたしましては、商品面での優位性確保に向けた海外からの開発輸入商品の拡大に引き続き注力するとともに、自社企画開発商品の品質向上へ向けて海外生産工場への生産管理の指導・教育を継続的に実施しております。また、お客様により安心して商品をご使用いただけるように、家具の一部商品の保証期間を3年から5年に延長いたしました。

品ぞろえといたしましては、引き続き、トータルコーディネート商品の開発に取り組み、お客様へコーディネートされた住まいの提案を行っております。また、省エネで快適に暮らせる寝具等、お客様の立場に立った高機能性を展開いたしました。

広告宣伝活動といたしましては、全国ネットのテレビCMやチラシ紙面、新聞への全面広告の掲載による集中訴求を行うとともに、最適な広告手段の実現に向けたメディアミックスによる広告体制づくりを進めることで、お客様の認知度向上と販促活動の効率化を図りました。

店舗面では、更なるドミナント地域の形成とスクラップアンドビルドにより、より来店しやすく、買物しやすい店舗を目指し、近畿、九州地区にそれぞれ2店舗、北海道、関東地区にそれぞれ1店舗、計6店舗を新設いたしました。また、九州で2店舗、近畿で1店舗を閉鎖しております。これらにより国内店舗数は、平成24年5月20日現在で261店舗となり、経営の基盤は一層充実いたしました。海外は、台湾の子会社（現地法人宜得利家居股份有限公司（出資比率100%））が1店舗を新設した結果、合計で11店舗となり国内外の合計店舗数は272店舗となりました。

また、平成25年秋の米国1号店出店に備え、平成24年5月には米国カリフォルニア州に現地法人NITORI USA, INC.（出資比率100%）を設立いたしました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の家具・インテリア用品の販売事業の売上高は930億76百万円（前年同期比10.7%増）となりました。

② その他

不動産賃貸収入及び広告・宣伝事業等により、当第1四半期連結累計期間のその他の事業の売上高は12億49百万円（前年同期比31.2%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ160億36百万円増加し、2,831億89百万円となりました。これは主として、有形固定資産が78億38百万円、現金及び預金が29億56百万円増加する一方で、商品及び製品が17億53百万円減少したことによるものであります。

負債は990億30百万円となり、前連結会計年度末に比べ68億26百万円増加いたしました。これは主として、長期借入金が70億68百万円、買掛金が50億37百万円増加した一方で、未払法人税等が63億28百万円減少したことによるものであります。

純資産は1,841億59百万円となり、前連結会計年度末に比べ92億10百万円増加いたしました。これは主として、利益剰余金が76億66百万円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をともなう買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 取組みの具体的な内容の概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

当社グループは、「欧米並みの住まいの豊かさを、日本の、そして世界の人々に提供する。」というロマンを実現するために、「2012年（平成24年）300店舗、2016年（平成28年）500店舗」という店舗展開計画を柱とした中期経営計画を策定しております。中期経営計画の主な内容は、①市場をリードする商品開発の強化と育成、②500店舗達成に向けた新フォーマット構築、③品質改革によるお客様満足度の向上、④商品供給システムの改革、⑤店舗オペレーションシステムの改革、⑥組織／マネジメント体制の改革、⑦戦略的事業分野の推進、⑧CSRの実践であります。

当社グループは、以上のような中期経営計画の達成に向けた諸施策を実行することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に邁進していく所存であります。

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ有効な仕組みとして、従前よりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、取締役の経営責任を明確にし、株主の皆様への信頼を問う機会を増やすため取締役の任期を1年とし、また現在在任の監査役4名中、3名を独立性の高い社外監査役としております。

また、経営判断にあたっては、顧問として就任されている外部有識者、また弁護士等の法律・会計専門家からの意見を聴取する等、経営の客観性の確保、向上に努めております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に継続して努める所存であります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご提案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして、平成22年3月29日付取締役会決議及び平成22年5月7日付第38回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を、更新いたしました（以下更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。本プランの概要は、以下のとおりです。

① 対象となる買付等

本プランは、下記（イ）または（ロ）に該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

（イ）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

（ロ）当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 本プランの発動に係る手続

買付等を行うとする者（以下「買付者等」といいます。）は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社で定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む意向表明書を当社に対して提出して頂くとともに、当社が交付した書式に従い、株主の皆様への判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報等を受領してから適切な期間（原則として最長60日間）が経過するまでの間、独立した第三者の助言を得つつ、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討、買付者等との協議・交渉等を行います。

その上で、独立委員会は、本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合や、一定の行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合で、新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合等、本プラン所定の発動事由のいずれかに該当すると判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本プランにおいて定められる発動事由のうち実質判断を伴う所定の発動事由（以下、「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

また、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、（イ）独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または（ロ）ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができます。

当社取締役会は、上記の独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

③ その他

本プランに従い株主の皆様に対して割当てられる予定の新株予約権は、1円から当社株式1株の時価の2分の1の金額の範囲内で当社取締役会または株主総会が別途決定した金額を払い込むことにより行使することができ、かかる行使により原則として普通株式1株を取得することができます。また、買付者等及びその関係者による権利行使は原則として認められないという行使条件、及び当社が買付者等及びその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることとなります。

本プランの有効期間は、第38回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入・更新されたものであり、基本方針に沿うものです。特に本プランは、更新に当たり株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されており、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等により株主意思を重視するものとなっております。さらに、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性を有する社外役員等のみから構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
計	144,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成24年5月20日)	提出日現在発行数(株) (平成24年7月4日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	57,221,748	57,221,748	東京証券取引所 (市場第一部) 札幌証券取引所	単元株式数 50株
計	57,221,748	57,221,748	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年3月29日
新株予約権の数(個)	13,891
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	694,550
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,917
新株予約権の行使期間	自 平成27年3月30日 至 平成29年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,917 資本組入額 3,959
新株予約権の行使の条件	新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者は当該新株予約権の権利行使時において当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。 ただし、取締役会が正当であると認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年2月21日～ 平成24年5月20日	—	57,221,748	—	13,370	—	13,506

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年2月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年5月20日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,979,250	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 55,210,400	1,104,208	(注) 1、2
単元未満株式	普通株式 32,098	—	—
発行済株式総数	57,221,748	—	—
総株主の議決権	—	1,104,208	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株が含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

2. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式のうち、416千株につきましては、当社が平成23年12月20日付の取締役会において、株主の皆様と株式価値を共有し、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を一層高めることを目的として、業績確保を条件に株式会社ニトリの従業員に当社の株式を給付する「株式給付信託 (J-E S O P)」の導入を決議したことに伴い、平成24年1月20日に資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が取得したものであります。

② 【自己株式等】

平成24年5月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社 ニトリホール ディングス	札幌市手稲区新発寒 六条一丁目5番80号	1,979,250	—	1,979,250	3.46
計	—	1,979,250	—	1,979,250	3.46

(注) 当第1四半期会計期間末現在の自己株式数は1,924,449株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年2月21日から平成24年5月20日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年2月21日から平成24年5月20日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月20日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年5月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,768	21,725
受取手形及び売掛金	8,783	10,983
商品及び製品	24,099	22,346
仕掛品	164	174
原材料及び貯蔵品	1,253	1,414
その他	14,851	19,340
貸倒引当金	△7	△5
流動資産合計	67,913	75,978
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	70,763	70,998
土地	65,372	71,681
その他(純額)	10,849	12,144
有形固定資産合計	146,985	154,824
無形固定資産		
	6,544	6,771
投資その他の資産		
差入保証金	19,560	19,314
敷金	14,799	14,876
その他	11,377	11,447
貸倒引当金	△27	△23
投資その他の資産合計	45,710	45,615
固定資産合計	199,240	207,211
資産合計	267,153	283,189
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,690	16,727
短期借入金	25,923	15,693
未払法人税等	15,374	9,046
賞与引当金	1,942	2,893
ポイント引当金	1,325	2,114
株主優待費用引当金	57	61
未払金	8,972	14,983
その他	11,145	14,366
流動負債合計	76,433	75,885
固定負債		
長期借入金	4,113	11,182
退職給付引当金	1,743	1,741
役員退職慰労引当金	238	237
資産除去債務	1,559	1,604
その他	8,115	8,378
固定負債合計	15,770	23,144
負債合計	92,204	99,030

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月20日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年5月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,370	13,370
資本剰余金	13,506	13,551
利益剰余金	167,764	175,431
自己株式	△16,663	△15,632
株主資本合計	177,978	186,721
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	165	187
繰延ヘッジ損益	△131	△387
為替換算調整勘定	△3,485	△2,768
その他の包括利益累計額合計	△3,450	△2,969
新株予約権	421	403
少数株主持分	—	4
純資産合計	174,949	184,159
負債純資産合計	267,153	283,189

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日)
売上高	※ 85,003	※ 94,326
売上原価	39,151	42,346
売上総利益	45,851	51,979
販売費及び一般管理費	32,705	33,253
営業利益	13,146	18,725
営業外収益		
受取利息	104	93
受取配当金	1	1
自動販売機収入	52	47
為替差益	201	—
その他	94	125
営業外収益合計	453	266
営業外費用		
支払利息	65	49
為替差損	—	190
その他	1	9
営業外費用合計	67	249
経常利益	13,532	18,743
特別利益		
固定資産売却益	2	10
退職給付制度終了益	104	—
その他	27	1
特別利益合計	134	12
特別損失		
固定資産除売却損	0	6
退店違約金等	16	1
災害による損失	1,165	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	700	—
リース解約損	—	10
その他	—	0
特別損失合計	1,882	18
税金等調整前四半期純利益	11,784	18,737
法人税等	3,946	8,872
少数株主損益調整前四半期純利益	7,838	9,864
少数株主利益	—	4
四半期純利益	7,838	9,859

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,838	9,864
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△16	21
繰延ヘッジ損益	922	△256
為替換算調整勘定	△185	716
その他の包括利益合計	720	481
四半期包括利益	8,558	10,345
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,558	10,340
少数株主に係る四半期包括利益	—	4

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日)	
(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日)
※ 当社グループでは、主として春季に集中して需要が発生するため、通常、第1四半期連結会計期間の売上高は他の四半期連結会計期間の売上高と比べ著しく高くなっております。	※ 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年2月21日 至 平成24年5月20日)
減価償却費 2,127百万円	減価償却費 2,092百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自平成23年2月21日 至平成23年5月20日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月4日 取締役会	普通株式	2,191	40	平成23年2月20日	平成23年4月27日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自平成24年2月21日 至平成24年5月20日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月30日 取締役会	普通株式	2,209	40	平成24年2月20日	平成24年4月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成23年2月21日 至平成23年5月20日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成24年2月21日 至平成24年5月20日）

当社グループの報告セグメントは、家具・インテリア用品の販売事業の一つであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年2月21日 至平成24年5月20日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	142円97銭	179円60銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	7,838	9,859
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	7,838	9,859
普通株式の期中平均株式数(千株)	54,826	54,899
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	142円86銭	179円43銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	40	52
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、142円82銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成24年3月30日付の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,209百万円
- (ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・40円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成24年4月24日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年7月3日

株式会社ニトリホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関谷 靖夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 直彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニトリホールディングスの平成24年2月21日から平成25年2月20日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年2月21日から平成24年5月20日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年2月21日から平成24年5月20日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニトリホールディングス及び連結子会社の平成24年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。